

ほのか

Public Relations
Magazine
of Shinshiro



広報しんしろ

<http://www.city.shinshiro.lg.jp>

E-mail: info@city.shinshiro.lg.jp



[主な内容]

- P4 パワーリフティング世界大会 総合3位 坂口諒丞さん
- P5 アラモ・日本友好記念碑100周年
- P12 訪問看護ステーションしんしろNo.3
- P18 お知らせ information
- P27 ほのか診察室



集まれ!

ちびっ子広場

投稿 下山 瞳さん



翼ちゃん 3歳 晶ちゃん 1歳 竜太郎くん 5歳

3人仲良し!!

※このコーナーは、初めて登場する方に限ります。

info@city.shinshiro.lg.jp 23-7623

夜間診療所

診療日 毎日
診療科目 内科、小児科
診療受付時間 午後7時30分～10時30分
診療時間 午後8時～11時
診療場所 夜間診療所
新城市字北畑54番地1 (市民病院東側隣接地)
TEL 24-1161



※駐車場は、市民病院駐車場をご利用ください。

電話で症状を連絡の上、ご来院ください。
※医師の都合により、診療時間の変更または休診することがあります。

休日診療所

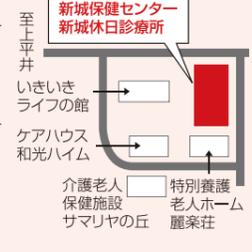
診療は医科・歯科ともに外来のみです。

医科
午前9時30分～午後4時30分
※診療受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～4時

歯科
午前9時～正午
※診療受付時間 午前9時～11時30分
担当歯科医師は新城歯科医師会のホームページ <http://park.geocities.jp/sinnsirosikaisikai/> をご確認ください。

診療日 2月1日(日)、8日(日)、11日(祝)、15日(日)、22日(日)
休日診療所は日曜日、国民の祝日、8月15日、年末年始などに診療を行います。

診療場所 休日診療所
新城市矢部字上ノ川1番地8
TEL 23-3665



新城共育12

毎月12日は「共育の日」です。「ともに あいさつ あいことば」をスローガンに、2月は、2番目の「も」

もったいない ものを粗末にしません

第10回「共育」川柳 優秀作品発表

新城市小中学校PTA連絡協議会

- 抱きしめる その温もりで 子は育つ
東郷西小学校 5年 菅沼 瑞穂さん
- 父帰宅 家族で笑顔の おもてなし
新城小学校 6年 井口 雅也くん
- 「すぐやるよ」 その言葉では やりません
鳳来中学校 1年 居澤 雄太くん

※ 学校および学年は、2013年12月時点のものです。

問 風 生涯学習課 TEL 32-0647

元気でよい子に... 12月 届出分

※平成26年12月1日～31日の間に届け出のあった赤ちゃんです。届出人の承諾を得て掲載しています。

正木	加藤	平田	松岡	梅岡	鈴木	佐々木	藤原	伊藤	関原	伊藤	杉浦	矢賀	太田	伊藤	伊藤	井上	梅澤	平澤	山本	筒井	森田	神谷	白井	鈴木	埴原	
采羽	政宗	千晴	ちか	秀匡	志輝	水南	文平	瑠葵	沙紀	太朗	遼亮	小陽	和沙	かこ	心音	斗里	と希	月良	沙良	桃叶	華蓮	希奈	悠太	悠翔	稟汰	彩絢
女	男	女	女	男	男	女	男	男	女	男	男	女	女	女	女	男	女	女	男	女	女	男	男	男	男	女
崇徳	龍稔	幸明	正広	幹典	宏志	賢三	信也	拓也	浩樹	大輔	寿史	健一	昌弘	充一	雄一	翼和	正文	武彦	康久	紀之	佳生	友宏	弘啓	悟孝		
杉山	八井	杉山	本町	鳥原	東町	川田	的場	川田	長西	平井	杉山	東町	本町	橋向	一田	一田	中字	本郷	東水	本野	富久	平永	野井	八東	緑が丘	

今月の人口

1月1日現在(前月比)
※ 転出の取り消しなどで、総人口前月比の合計と異動事由の集計が一致しない月もあります。

総人口...49,119人	出生...29人
男...24,152人 (-19)	死亡...59人
女...24,967人 (-1)	転入...110人
世帯数...17,315	転出...84人

緊急医

診療受付時間
【土曜日】午後5時～8時30分
【専門科】午後7時～10時30分
※ただし、赤字は午前9時30分～午後4時30分

電話で症状を連絡の上、ご来院ください。
※医師の都合により、緊急医は変更することがあります。



QRコードを利用しますと携帯電話で緊急医の情報をご覧になれます。

医療機関を利用される時は、必ず「健康保険証・各種受給者証・お薬手帳」をご持参ください。

2月 緊急医

5 木	さくら眼科(上平井)	TEL 22-4100
7 土	宮本病院(海老)	TEL 35-0811
8 日	さくら眼科(上平井)	TEL 22-4100
14 土	今泉病院(栄町)	TEL 22-1150
16 月	石川整形外科クリニック(平井)	TEL 24-6500
17 火	皮フ科新栄クリニック(平井)	TEL 24-6022
18 水	春日眼科(杉山)	TEL 24-3222
21 土	茶臼山厚生病院(富沢)	TEL 22-2266
28 土	星野病院(大野)	TEL 32-1515

ケーブルテレビ市政番組

放送日	番組内容
2月4日	・高校生の祭典
2月11日	・作手中学校 2週目
2月18日	・パワートレイル開催のお知らせ
2月25日	・世界の料理教室
2月25日	・作手中学校 3週目
2月25日	・地域雇用創造協議会
2月25日	・作手連冬季スポーツ大会
2月25日	・作手中学校 4週目
2月25日	・救命講習
2月25日	・ブルーシアンプラス コンサート
2月25日	・海老小学校 1週目
3月4日	・道の駅オーブン告知

※都合により、番組内容を変更する場合があります。
※「いいじゃん新城」をテレビでご覧いただくには、ケーブルテレビへの加入が必要です。身近な話題をお届けしますので、皆さんぜひご加入ください。

ケーブルテレビ市政番組

いいじゃん新城

問 本秘書広報課 TEL 23-7623
FAX 23-7296
info@city.shinshiro.lg.jp

毎日6回、15分間放送

- 午前7時30分
- 午後0時30分
- 午後3時30分
- 午後6時30分
- 午後10時30分
- 午前0時30分

番組の内容は、毎週水曜日午後6時30分に入れ替え、1週間ごとに更新

2月の番組表

県救急医療情報システム

- 県救急医療情報センター
1年365日24時間最寄りの医療機関を案内しています。
TEL 22-1133 <http://www.qq.pref.aichi.jp/>
- 県小児救急電話相談
毎日午後7時から11時まで小児の救急電話相談を行っています。
TEL #8000 [短縮電話番号] TEL 052-962-9900

くすり安心電話

くすり・医療用品などに関する緊急の相談・質問などに応じます。

- 新城市薬剤師会 TEL 090-5007-1200
- 開設時間 午後9時～翌朝午前9時

本市の市外局番は **0536** です。
市役所は **23-1111** (代表) です。



アラモ・日本 友好記念碑100周年



長篠城とアラモ砦が繋がって100年。これを記念し、11月5日(水)アメリカ・テキサス州・サンアントニオ市のアラモ砦内で100周年記念式典が開催されました。

友好のきっかけ

100年前、岡崎出身志賀重昂氏（早稲田大学教授）が、長篠合戦の籠城戦とアメリカのアラモ砦の戦いの類似性に気づき、アラモに両戦の英雄を称える友好記念碑を建立することになりました。

「アラモは米国の長篠なり。長篠は日本のアラモなり。長篠の壮烈を知る者、アラモの戦と知らざるべからず」大正三年 志賀重昂

続く交流

1989年に行われた75周年記念では、新城ロータリークラブの皆さんが記念式典に参加しました。そこで預かったアラモの檜の木の種を日本に戻って育苗し、長篠城址内に植樹しました。

旧鳳来町時代には、10年間で146人の鳳来中学校生徒が同市を訪問し交流していましたが、奇しくも9.11事件以降交流が途絶えていました。そんな中、今回この記念すべき式典への招待状が新城市長宛てに届き、鳳来中学校生徒4人と校長、国際交流協会ボランティア会員1人が市を代表し参加することになったのです。

再びこの両市を繋げることとなったこの石碑には「NAGASHINO（長篠）」と「TORIISUNEEMON（鳥居強右衛門）」の文字が刻まれています。アラモ砦における長篠城址の意義を改めて知り、新たな100年の歴史づくりが今始まりました。



Power Lifting

世界大会 総合3位

坂口諒丞選手

市は、パワーリフティング世界大会で、見事総合3位を獲得した坂口諒丞さん（東新町在住・豊川高校3年生）に、市民に夢と感動を与えたとして表彰状を授与しました。
今回、パワーリフティングを始めたいきっかけや、大会を終えた感想をお聞きしました。

2014年成績

第32回全日本高等学校パワーリフティング選手権大会 個人戦デッドリフト280kg 高校新記録
世界サブジュニア・ジュニアパワーリフティング選手権大会（ハンガリー）個人戦 総合第3位
デッドリフト287.5kg 優勝 スクワット290.0kg 第3位
ベンチプレス170.0kg 第3位



パワーリフティング：デッドリフト、スクワット、ベンチプレスの3種目で競うスポーツ
デッドリフト：床に置かれたバーベルを垂直に引き上げ、足と背中が伸びきるまで挙上する競技
スクワット：バーベルを肩に担いで、しゃがんで、立ち上がる競技
ベンチプレス：ベンチ台に横になり、胸の上でバーベルを挙上する競技



はじめたきっかけ

高校に入学して、パワーリフティングを始めました。実は、柔道部に入学したかったのですが、入学する前年に廃部になってしまいました。そこで、友だちがパワーリフティング部に誘ってくれて、入部する決意をしました。今考えれば、その決断は正解でした。

どんな練習をしていますか

日曜日を除く毎日2〜3時間、大会種目の競技を日替わりで練習しています。練習内容は、個人に任されています。練習内容で練習をしないと筋肉量は落ちてしまいますが、記録が伸びないときは思い切って休むようにしています。そうすると、記録が上がる時があるからです。長期休みは、大学へ合宿に行きます。教授から練習方法や栄養管理を教してもらい、実践しています。タンパク質やプロテ

インをしつかりとるなど、食事面でも自分で管理するようにしています。

今回の試合を終えて、感想をお願いします。

昨年（2013年）世界大会に出場しました。その時よりコンディションは良かったですが、体重が落ちてしまいました。ストレスなどで5kg痩せて出場することになってしまいました。が、頑張って力を発揮しました。

一番得意なデットリフトの競技で、3位を取ることを目標に試合に臨みました。結果は優勝でき、総合でも3位を取ることができました。あと2.5kg足らずで日本記録には惜しくも届きませんが、自分では大変満足な結果になりました。

今後の目標は

将来は、警察官になりたいです。高校卒業で引退しますが、警察学校にはウエイトリフティング部があるので、続けることができます。



国は、公平・公正な社会の実現、利便性の向上に向けて「マイナンバー制度」を進めています。

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布されました。これに基づいて準備を進めているマイナンバー制度についてお知らせします。

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、公平・公正な社会を実現するとともに、皆さんの利便性を高め、行政の効率化を図るための社会基盤です。



公平・公正な社会の実現

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。



利便性の向上

給付などの申請時において必要となる添付書類を省略できるなど、行政手続きが簡素化され、皆さんの負担が軽減されます。



行政の効率化

国の行政機関や地方公共団体など（行政機関など）で、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、行政機関などにおける作業の重複などの無駄を削減します。

国が新たに運用する「情報提供ネットワークシステム」により、情報のやりとりができるようになります。このシステムが稼働することで、行政手続きが簡素化できるようになります。このシステムは、**国が平成29年1月から、市では平成29年7月から稼働する予定です。**

マイナンバー制度の仕組み

個人番号（以下「マイナンバー」という）とは、住民票を有する全ての人に付番される12桁の番号のことです。付番されたマイナンバーをもとに、行政機関など複数の機関で、同じ人の情報を結びつけて、相互に情報の活用を行います。

10月からマイナンバーを通知

本年10月から市内に住民票を有する全ての方に一人一つのマイナンバー（12桁）の記載された「通知カード」が住民票に記載された住所に送付されます。※住民票の住所と異なるところに在住の方は、注意が必要です。



マイナンバーは一生使うもの

マイナンバーが漏洩し、不正に使われる恐れがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



マイナンバーは大切な個人情報

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続きのために行政機関などに提供する場合があります。むやみに他人に提供することはできません。

マイナンバーの利用範囲

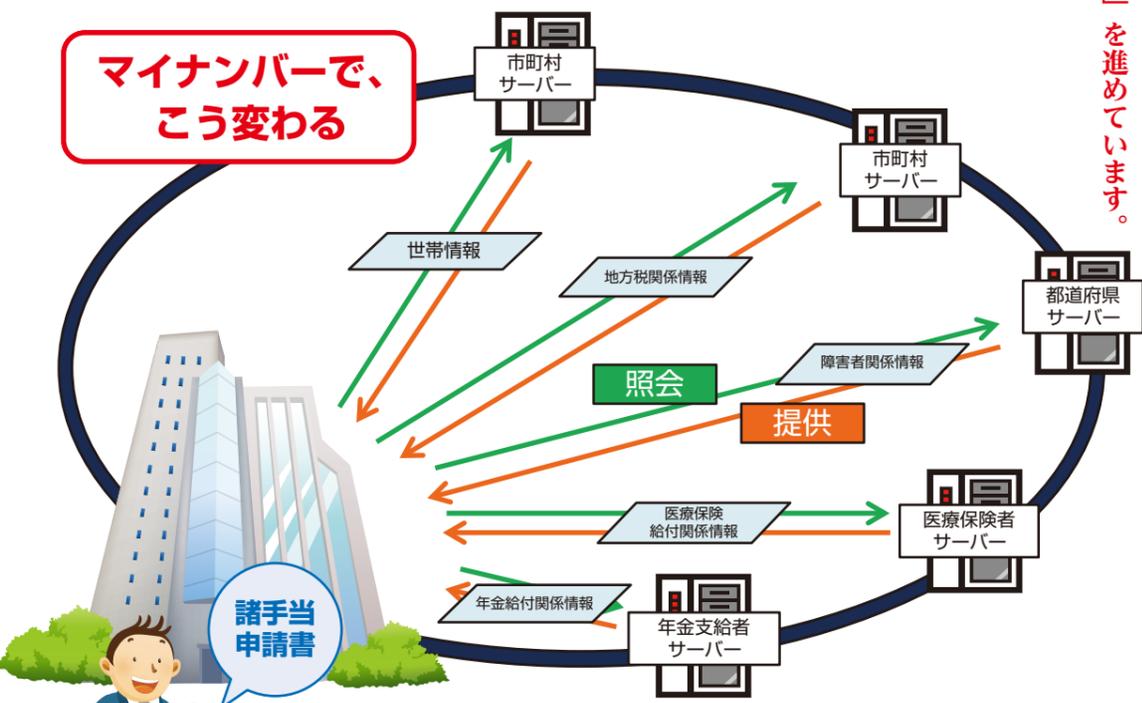
マイナンバーは、平成28年1月から法律に定められた社会保障、税、災害対策に限定された事務で利用します。

また、市町村がマイナンバーを独自に利用する場合には、社会保障、税、災害対策に類する事務について、条例で定めることで利用することができるようになります。

マイナンバーは、行政運営の効率化、皆さんの負担軽減や公正な給付と負担を図るため、将来的には幅広い分野で活用できるよう国で検討されています。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

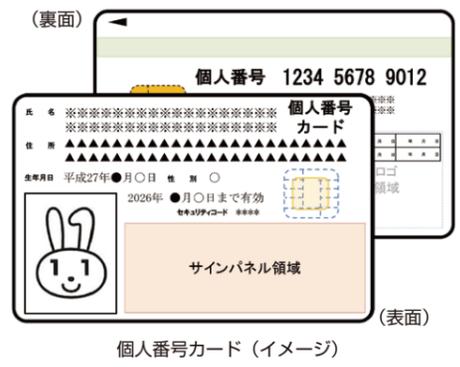
社会保障	税	災害対策
<ul style="list-style-type: none"> 年金 労働 医療 福祉 	<ul style="list-style-type: none"> 税金の資格取得や確認、給付 雇用保険の資格取得や確認、給付 ハローワークの事務 医療保険の保険料徴収 福祉分野の給付、生活保護 など 	<ul style="list-style-type: none"> 被灾者生活再建支援金の支給 被灾者台帳の作成事務



社会保障給付などの申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類などを付することによるのではなく、申請を受けた行政機関などが、関係各機関に情報提供ネットワークシステムを通じて照会・提供をすることで、必要な情報が取得できるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなります。**

個人番号カード

平成28年1月以降、希望者に対して「個人番号カード」を交付します。個人番号カードは、身分証明書としての利用や行政手続きの際の本人確認またはマイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）などで利用します。個人番号カードに記録されるのは、券面に記載された「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「顔写真」「個人番号」などのほか電子証明書に限られ、所得情報などのプライバシー性の高い個人情報は、個人番号カードには記録されません。



この制度の導入に伴い、平成28年1月以降は、住民基本台帳カードの交付は行いません。



マイ・ポータルの機能の詳細については国で検討中です。

マイナンバーを含む自分の個人情報などがやりとりされた記録、行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能



今後のスケジュール	
平成27年 10月～	住民票の住所に12桁のマイナンバー（個人番号）が記載された通知カードが送付されます。
平成28年 1月～	社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用が始まります。希望者に個人番号カードの交付を開始します。
平成29年 1月～	国の機関同士で情報提供ネットワークシステムによる情報連携が開始されます。マイ・ポータルが稼働し、マイナンバーを含む自分の個人情報がやりとりされた記録を確認することができるようになります。
平成29年 7月～	地方公共団体で情報提供ネットワークシステムによる情報連携が開始されます。

マイナンバーコールセンターについて

一般の方や民間事業者の方がマイナンバーについてお問い合わせいただけるコールセンターが設置されています。

(全国共通ナビダイヤル)

電話番号：0570 - 20 - 0178

受付時間：平日の午前9時30分～午後5時30分
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) ※ナビダイヤルは通話料がかかります。

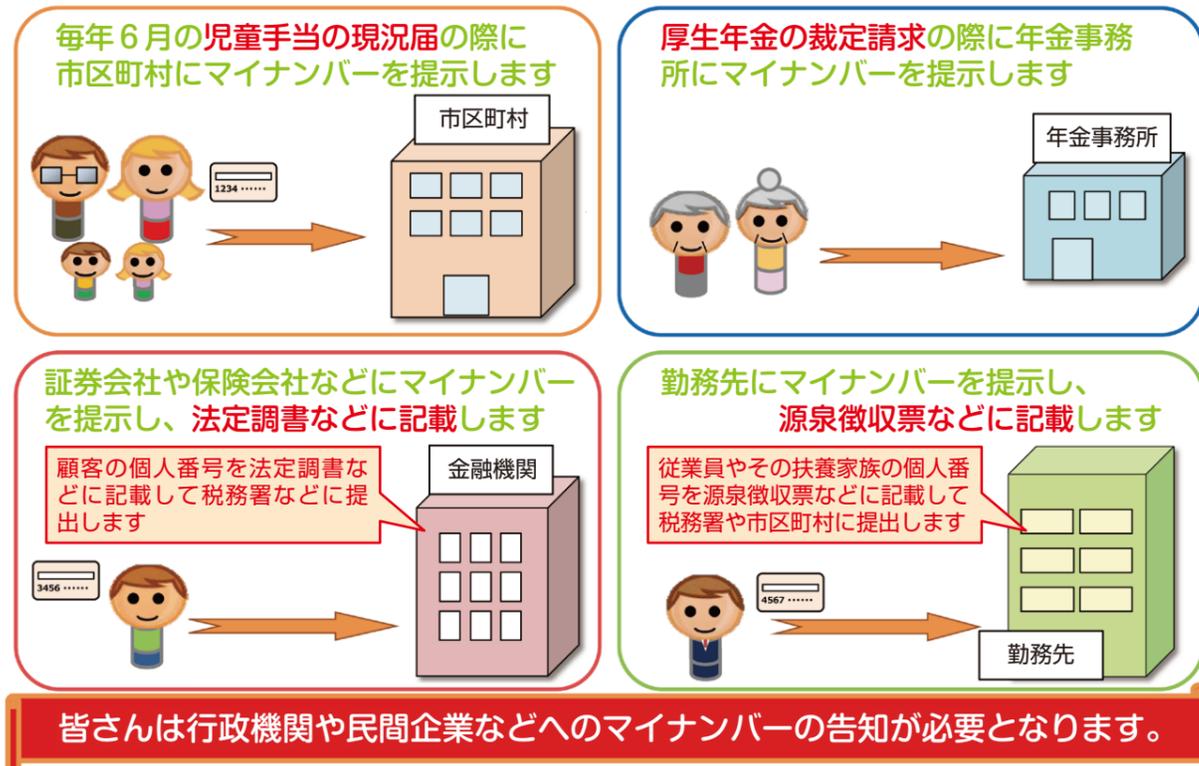
マイナンバー制度の詳細や最新情報については、内閣官房のホームページをご覧ください。

[内閣官房マイナンバーホームページアドレス]
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

[マイナちゃんのマイナンバー解説]
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html>



マイナンバーは次のような場面で使います。



マイナンバーを安全に活用するための取り組み

特定個人情報保護委員会

国の第三者機関である特定個人情報保護委員会が個人情報情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取り扱いを確保するため、次の任務を行います。

- ① 特定個人情報（マイナンバー）をその内容を含む個人情報情報（以下「個人情報」といいます）に対する指導・助言
- ② 法令違反に対する勧告・命令
- ③ 報告要求・立入検査
- ④ 特定個人情報保護評価に関すること
- ⑤ 苦情の申出についての斡旋など

情報システムの安全確保

- ① 個人情報、一元管理せず、必要ときに情報提供ネットワークシステムを通じて情報の照会・提供を行います。
- ② マイナンバーは、そのまま利用するのではなく、符号に変換して利用します。
- ③ 操作する職員のアクセスを制御し、適正な情報管理を行います。
- ④ 情報の照会・提供時には、通信データの暗号化を実施します。

厳格な本人確認の実施

マイナンバーの提供が必要な手続きでは、「個人番号カード」または「通知カードと運転免許証など」の提示が必要になります。個人番号カードなどの提示により厳格な本人確認を行うため、なりすましを防止します。

特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報を取り扱う行政機関などが、事前に個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を予測し、情報の漏洩が起るリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置を行います。

法律による罰則の強化

社会保障、税、災害対策の手続きのために行政機関などにマイナンバーを提供する場合を除き、他人のマイナンバーを不正に入手することや、マイナンバーを取り扱う者が特定個人情報を不当に提供することは処罰の対象となります。

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の確定申告と市県民税の申告が始まります。
申告相談の期間 2月16日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日は除く

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の確定申告

問 新城税務署

問22・2141(自動音声案内)

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告に関するご相談は、音声ガイダンスに従い「0」を選択してください。

申告書の提出先

新城税務署

〒441-1372

新城市字裏野1番地1

※税務署での相談時間は、平日の午前9時～午後5時(申告書の作成に時間を要しますので、午後4時までにお越しください)

所得税及び復興特別所得税の申告が必要な方

- 事業所得・不動産所得がある場合
- ・各種所得金額の合計所得金額の合計額が、基礎控除・配偶者控除などの所得控除の合計額より多い方
- 給与所得がある方
- ・平成26年中の給与収入が2千万円を超える方

市県民税申告が不要な方

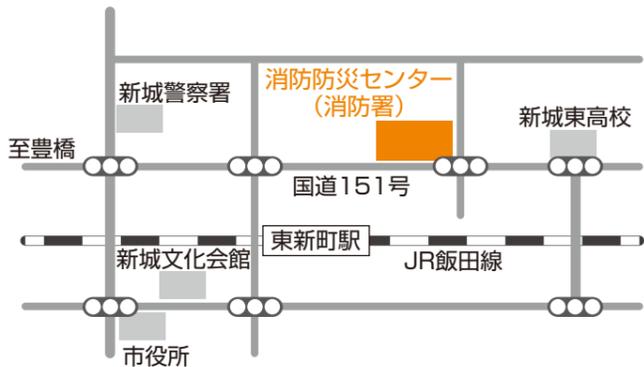
- ①平成26年分の確定申告をした方
- ②給与所得のみで年末調整をした方

申告会場が変わります

旧市民体育館の取り壊しに伴い、平成27年に行う所得税・市県民税の申告相談会場を消防防災センターに変更します。

なお、新城税務署、鳳来・作手総合支所での相談会場は、これまで通りです。お間違いのないようお願いします。

消防防災センター2階会議室
新城市平井字新栄83



申告相談の会場と日程 相談時間 午前9時～午後4時 ※午後3時までにお越しください。

主な対象地区	会場	期間 ※土・日曜日は除く
全地区	消防防災センター(消防署)	2月16日(月)～3月16日(月)
鳳来地区	鳳来開発センター	3月2日(月)～3月12日(木)
作手地区	作手総合支所	2月19日(木)～2月27日(金)

※申告期間の前半や週の初め、また午前中は大変混み合い、長時間お待ちすることがあります。
※鳳来地区と作手地区の申告相談期間が、昨年と異なりますのでご注意ください。

税理士による無料税務相談

所得税及び復興特別所得税の確定申告で分からないときは、税理士による無料相談をご利用ください。

時 2月18日(水)、19日(木)

所 消防防災センター

時 2月20日(金)

所 鳳来開発センター

時間は、午前9時30分～正午、午後1時～4時です。(午後3時までにお越しください)



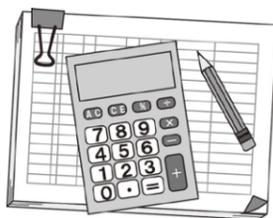
税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください。

国税局や税務署の職員を名乗る者からアンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出そうとする事例が多発しています。ご注意ください。

所得税及び復興特別所得税の確定申告、市県民税申告に必要なもの

申告会場に行く前にチェックしましょう！

- 印鑑、申告書、電卓
- 給与所得者、公的年金等受給者は源泉徴収票(原本)
- 社会保険料(国民年金などの保険料)、生命保険料、地震保険料、医療費などの領収書または証明書
- 所得計算に必要な帳簿類など(収入の分かるもの、経費の領収書、固定資産課税明細書など)
- 扶養控除・配偶者(特別)控除を受ける場合は、その方の所得が分かるもの
- 所得税が還付になる方は、本人名義の預貯金通帳
- ※医療費控除を受ける方は医療費の総額を計算してきてください。
- ※営業・農業・不動産所得のある方は、あらかじめ収支の計算をしてきてください。
- ※持参していない源泉徴収票があると、申告書を受け付けできません。



されます。

- ・住宅ローンなどを利用してマイホームを新築、購入または増築した方
- ・医療費の支払いが多い方
- ・災害や盗難にあった方
- ・年の途中で退職し、再就職していないために年末調整をうけていない方
- ・年末調整で諸控除の手続きをしなかった方

ご注意ください

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要でない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

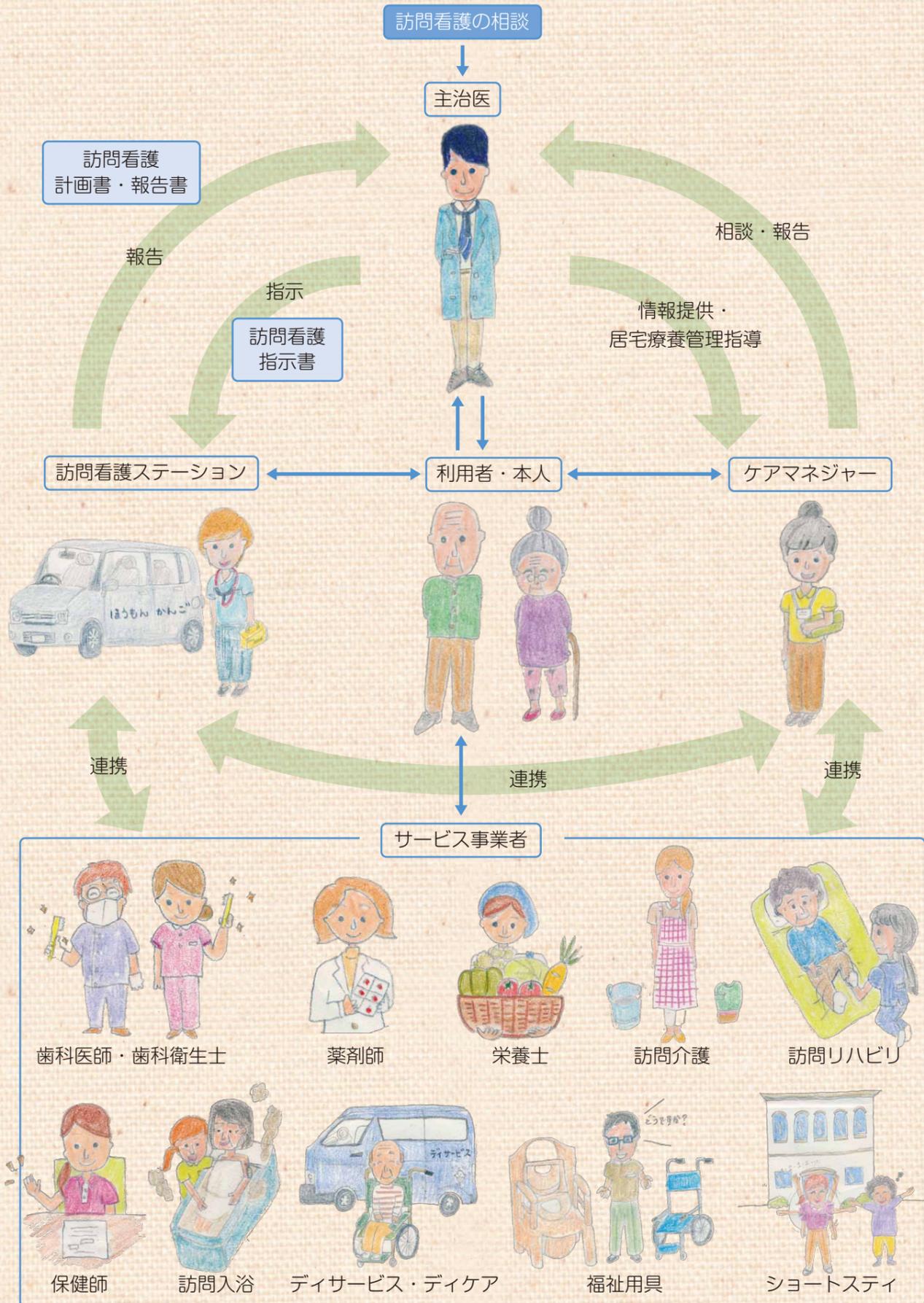
詳しくは、税務課へお尋ねください。

市県民税の申告

市県民税申告が必要な方

- ①平成26年1月1日現在、市内に住む方
- ・平成26年中に営業・農業・不動産・利子・配当などの所得があった方
- ②公的年金などを受けている方で、
- ・支払先に扶養控除等申告書を提出していない方
- ・社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする方
- ③給与所得者で、
- ・パートやアルバイトなどの給与収入がある方で、年末調整をしていない方
- ・平成26年中に退職した方
- ・給与以外に所得のあった方
- ・雑損控除、医療費控除などを受けようとする方
- ④平成26年中に収入がなかった方で、ほかの親族の税金上の扶養になっていない方
- ⑤土地、建物などを売却した方など

訪問看護の仕組み



訪問看護ステーション便り

No.3

訪問看護ステーション
しんしろ ☎32-2416

訪問看護の仕組みと流れは？

訪問看護とは、病気や障がいを持った方が慣れ親しんだ地域やご家庭でその人らしく療養生活が送れるように、看護師などが訪問し、看護ケアを行うサービスです。

今号は、訪問看護の仕組みと利用時の基本的な流れをご案内します。

訪問看護のご利用は、主治医が訪問看護の必要性を認めた方に限られ、主治医が発行する「訪問看護指示書」が必要です。訪問看護師は、主治医・ケアマネジャーほかサービス事業者と連携をとり、支援します。

(例) 訪問看護60分の基本的な流れ



ピンポン!!
こんにちは!
訪問看護です



00分 あいさつをしてお邪魔します。

10分 前回の訪問看護から今日までのご様子を伺います。
お変わりありませんでしたか。
今日の調子はどうですか。お熱と血圧を測りますね。

すこし体を動かしましょうね。
ほかに心配なことや困っていることはありませんか。

20分 熱いお湯で体を拭きましょう。
かゆいところや痛いところはありませんか。

30分 40分 ※その人に合ったケアを行います。

50分 後片付けをします。
訪問看護内容を記録します。

60分 では、ありがとうございました。
次回の訪問は〇日です。何かありましたら、いつでもご連絡ください。失礼します。

「新城市第2次地域福祉計画」(案)、「新城市第4期障害福祉計画」(案)への意見を募集します
 「新城市子ども・子育て支援事業計画」(案)への意見を募集します
 「新城市高齢者保健福祉計画」(案)への意見を募集します

問本 福祉課 23・7624
 問本 ことも未来課 23・7688
 問本 長寿課 23・7688

このたび各計画案を作成しましたので、これらの計画案に対し、パブリックコメント手続き制度により、皆さんからの意見を募集します。

地域福祉計画

市では、社会福祉法第107条の規定に基づき、平成22年度から5年間を期間とする「新城市地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進しています。

誰もが地域で安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、行政・地域住民・福祉関係者が協働していくため、現計画の期間満了に伴い、平成27年度からの5年間を期間とする、「新城市第2次地域福祉計画」を策定します。

障害福祉計画

市では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(総合支援法)に基づく新城市障害福祉計画を推進しています。

障害福祉サービスなどに関する数値目標の設定およびサービス需要を見込むとともに、サービス提供の確保や推進のための取り組みを定めるもので、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「新城市第4期障害福祉計画」を策定します。

募集期間

2月16日(月)まで

子ども・子育て支援事業計画

市では、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、地域における子育てニーズを基に、総合的な子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容や、実施時期などを定めた平成27年度から5年間を期間とする「新城市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

募集期間

1月23日(金)～2月23日(月)

高齢者保健福祉計画

市では老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と介護

保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体にまとめた「新城市第6期高齢者保健福祉計画」を策定します。

募集期間

1月30日(金)～3月2日(月)

提出方法

住所および氏名を記入の上、①～④のいずれかの方法でご提出ください。

- ①各課に持参する。
 (それぞれの計画を担当する課に持参してください)
 ※土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分
- ②郵送する。
 〒441-1392
 (住所の記入不要)
 新城市役所 福祉課
 ことも未来課
- ③ファックスで送信する。
 ☎23・2002
- ④Eメールで送信する。
 福祉課
 長寿課
 ⑤ fukushi@city.shinshiro.lg.jp
 ⑥ kodomo@city.shinshiro.lg.jp
 ⑦ kaigo@city.shinshiro.lg.jp
 ※電話によるご意見は受け付けできません。また、お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は行いません。

計画案の閲覧期間

意見の募集期間と同じ

閲覧場所

- ・市のホームページ
- ・福祉課、ことも未来課、長寿課(東庁舎2階)
- ・鳳来・作手各総合支所地域振興課
- ※土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

「新城市民憲章(案)」への意見を募集します

問本 秘書広報課 ☎23・7618

平成27年10月に、新城市は、合併して10周年となり、記念式典を開催します。その式典で、市としての理念とまちづくりの方向性を明らかにし、市民が主体的かつ実践的に新城市のまちづくりに参画するための「行動規範」となる市民憲章を発表します。

このたび、素案がまとまりましたので、この素案に対し、パブリックコメント手続き制度により、皆さんからの意見を募集します。

募集期間

1月26日(月)～2月28日(土)

提出方法

住所および氏名を記入の上、①～④のいずれかの方法でご提出ください。

- ①秘書広報課に持参する。
 ※土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分
- ②郵送する。
 〒441-1392
 (住所の記入不要)
 新城市役所 秘書広報課
- ③ファックスで送信する。
 ☎23・7296



④Eメールで送信する。
 ⑤ hsho@city.shinshiro.lg.jp
 ※電話によるご意見の受け付けはできません。また、お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は行いません。

素案の閲覧期間

意見の募集期間と同じ

閲覧の場所

- ・市ホームページ
- ・秘書広報課(本庁舎2階)
- ・鳳来・作手各総合支所地域振興課
- ※土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

OSJ新城トレイルレース2015

問本 スポーツ課 ☎32・0649

県民の森から宇連山・棚山高原の山岳を走るトレイルランニングレースを2日間にわたって開催します。

今年、新たに64kmコースが新設され、従来の32kmコースを2周する部門ができました。初心者の方から体力の限界に挑戦する方まで多くの方が参加できます。また、地元のブリス出店もありますので、ぜひ愛知県民の森へお越しください。
 ③ 3月21日(土)、22日(日)

所 愛知県民の森、宇連山・棚山高原(3部門)

- ・初心者も参加する11kmコース(21日)
- ・初級者～エキスパートと幅広く参加する32kmコース(22日)
- ・エキスパート以上が体力の限界に挑戦する64kmコース(22日)
- ※詳細については、OSJトレイルランニングレースのホームページでご確認ください。
 ④ http://www.powersports.co.jp/osjtrail/





「ワーキング全体を束ね、統括的に管理・推進していく。総合的な指揮をとる」



「若者議会の詳細の仕組みを練り上げ、来年度からスタートできるように本格的な周知徹底に努める」



「来年度の若者政策の方向性を示した若者総合政策について今年度中にまとめあげる」



現在、若者が活躍できる新城を目指して、若者政策ワーキングにおいて若者政策の検討を進めています。先ごろ、ワーキングでは担当事業ごとのリーダーを大臣と命名し、所信表明を行いました。私たち若者の「本気」をぜひ応援してください。



「facebookなどの情報発信ツールを活用して、各大臣の案件を共有し発信する」



「若者政策のスタートダッシュを切るためシンポジウムを開催し、多くの若者に興味関心を持たせるきっかけの場としたい」



「私たちの活動に関心を持ってもらえるように、新成人が集う成人式に出し物を行う」

今後各大臣を中心にチームを組み、事業を推進していきます。次回若者政策ワーキングでは各大臣チームの進捗状況を報告します。

公式facebookとLINEを開設しています。若者に関するお得な情報をお届けします。興味のある方はぜひご登録をお願いします。



あなたも「市民編集委員」になりませんか？

問本 秘書広報課 TEL 23 - 7623

昼間の会議や取材に出られる方、「ほのか」の特集記事を一緒に作りませんか？経験・年齢は問いません！！

募集人員 4～7人

任期 2年（平成27年4月～平成29年3月）

住所、氏名、電話番号を記入し、はがき、ファックス、Eメールでお送りください。また、電話でも受け付けます。

郵送先

〒441 - 1392（住所の記入不要）

新城市役所 秘書広報課

TEL 23 - 7296

info@city.shinshiro.lg.jp

2月23日(月)

ささやかな謝礼を用意しています。

6人の委員が活躍しています。初めて携わる方ばかりです。自分のできる範囲で、私たちと一緒にやってみませんか。お気軽にお問い合わせください。



現在の市民編集委員

特集記事 作成の流れ

月に1度の会議（1時間程度）で特集の内容を決める

※広報紙全ての記事に携わるものではありません

広報担当と一緒に取材へ行き、記事を書く

校正を行う ▶ 発行

防災行政無線の戸別受信機 Q & A

問本 防災安全課 TEL 23・7660

まずは、確認してみましよう。異常があるようでしたら、防災安全課へご連絡ください。

Q 戸別受信機の電源が入らないのですが。

A 1. 電源スイッチが「入」になっていませんか

2. 電源コードは外れていませんか

3. 新しい乾電池が入っていますか

Q 戸別受信機の放送が聞こえない（小さい）のですが

A 1. 電源が入っていますか

2. 各ランプが点灯していますか

3. 外部アンテナコードは外れていませんか

4. 音量調整ボリュームを左に回しすぎていませんか



防災行政無線を用いた情報伝達訓練

市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな手段を用いて確実に皆様へお伝えするため、情報伝達訓練を行います。

■ 訓練実地日時

2月20日(金) 午後2時15分ごろ

■ 情報伝達手段

① 防災行政無線の試験放送

皆様のご家庭の戸別受信機や市内85カ所に設置してある防災行政無線から、次の放送内容が最大音量で一斉に放送されます。

■ 放送内容

上りチャイム

「これは、テストです」×3

「こちらは、こうほうしんしろです」

下りチャイム